

青森県報

第千二百二十三号

令和八年
九月三十日
(水曜日)

目次

訓 令

○青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一

告 示

○救急病院の設置……………(医療業務課) ……一

○青森県立美術館観覧料収入(オンラインチケット販売分)

の指定納付受託者の指定……………(観光政策課) ……二

○ふるさと寄附金の指定納付受託者の指定……………(県産品販売・輸出促進課) ……二

○青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正

する規程……………(農村整備課) ……二

○国土調査の指定……………(同) ……三

公 告

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……三

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南農林水産事務所) ……四

○道路の位置の指定……………(上北県土整備事務所) ……五

公営企業

○青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(病院局事業統括部) ……五

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………

(病院局施設管理課) ……五

訓 令

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三号様式の注の4中「ミニマムシステム」を「ミニマムシステム」に改める。

第五号様式の(その一)中「(ぶし)―書用」を削り、同様式の(その二)を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	認定の有効期限
津軽保健生活協同組合健生病院	弘前市大字扇町二丁目二の二	令和十一年九月三十日

青森県告示第五百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地並びに指定年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社イーティックスデ ータファーム	東京都渋谷区渋谷二丁目六の一四	令和 八・〇・一

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

青森県立美術館観覧料収入（オンラインチケット販売分）

三 指定納付受託者に納付を委託することができる期間

令和八年十月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第五百二三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社Dm c MCソリュ ーションズ	東京都千代田区丸の内一丁目一一の一	令和 八・〇・一

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

おももりふるさと寄附金

三 指定納付受託者に納付を委託することができる期間

令和八年十月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第五百四号

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「補助率」を「補助率等」に改める。

別表第一中「補助率」の下に「又は補助額」を加え、同表の第一号中「、事業費」を「事業費」に改め、「とする。」を「とし、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成三十年三月三十日付け二九農振第二六〇五号、二九生畜第一五〇〇号農林水産省農村振興局長、同省畜産局長通知）別紙2の第8の要件に該当するものにあつては定額とする。」に改め、同表の第二号を削り、同表の第三号中「共同施行者」の下に「（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第一項の規定により土

地改良事業を共同して行う数人の者をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同表の第二号とし、同表中第四号を削り、第五号を第三号とする。
別表第二の第二号中「ため池等整備事業、」及び「、農地保全整備事業」を削る。
別表第三の第一号(1)中「四百万円」を「千五百万円」に改める。
第一号様式の別紙の注の5、第六号様式の注の2及び第十二号様式の注の5中「補助費」の次に「又は補助額」を加える。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程別表第一の第一号の規定は、令和八年度分の補助金から適用する。

青森県告示第五百五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、令和八年九月十六日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調査期間
平 川 市	猿賀地区の一部、八幡崎地区の一部、日沼地区の一部	令和七年四月一日から令和八年一〇月三十一日まで

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年九月三十日認可したので、同

条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和八年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

○農用地利用集積等促進計画（貸借・一括方式）

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地			
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地
大池 克	上北郡七戸町	上北郡七戸町		大池	147番のうち
大池 克	上北郡七戸町	上北郡七戸町		大池	161番1筆
久保 哲郎	上北郡七戸町	上北郡七戸町		川 去	55番2筆
附田 均	上北郡七戸町	上北郡七戸町		野 崎	32番2筆
高松 敏幸	上北郡七戸町	上北郡七戸町		中嶋長沢下	6番1筆
有限会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町		舟場向川久保	820番
久保 均	上北郡七戸町	上北郡七戸町		荒屋	111番2筆
花松 健一郎	上北郡七戸町	上北郡七戸町		堰 添	13番1筆
高松 敏幸	上北郡七戸町	上北郡七戸町		野崎森ノ下	2番
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町		清水頭	21番のうち
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町	上北郡七戸町		天間館大沢	38番9筆
新山 寿	上北郡六戸町	上北郡六戸町		折 茂	173番2筆
木野 幸助	上北郡六戸町	上北郡六戸町		折 茂	186番2筆

木野 幸助	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	前田	202番3	
竹内 伸也	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	今熊	248番230	
豊川 徳弥志	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	千刈田谷地	64番	
金澤 春男	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	柳沢	90番119	ほか2筆
株式会社MIR OKU	八戸市	上北郡六戸町	犬落瀬	柴山	55番地71	ほか2筆

○農用地利用集積等促進計画（貸借・再配分）

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地				
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地	
野沢 一平	青森市	青森市	細越	常盤	327番 のうち	ほか2 筆
株式会社SA TO FARM	西津軽郡鰺ケ沢 町	西津軽郡 鰺ケ沢町	芦花町	下雲母 坂	30番1	ほか4 筆
株式会社スト ウアグリライ ツ	西津軽郡鰺ケ沢 町	西津軽郡 鰺ケ沢町	姥袋町	川面	62番	ほか1 筆
株式会社スト ウアグリライ ツ	西津軽郡鰺ケ沢 町	西津軽郡 鰺ケ沢町	南金沢 町	唐松	37番1	ほか2 筆
株式会社スト ウアグリライ ツ	西津軽郡鰺ケ沢 町	西津軽郡 鰺ケ沢町	姥袋町	鏡石	106番	ほか1 筆
株式会社スト ウアグリライ ツ	西津軽郡鰺ケ沢 町	西津軽郡 鰺ケ沢町	姥袋町	鏡石	92番	ほか2 筆
株式会社スト ウアグリライ ツ	西津軽郡鰺ケ沢 町	西津軽郡 鰺ケ沢町	種里町	大津	184番1	ほか15 筆

株式会社ストウアグリライツ	西津軽郡鰺ケ沢町	西津軽郡鰺ケ沢町	赤石町	中坪	139番	
株式会社ストウアグリライツ	西津軽郡鰺ケ沢町	西津軽郡鰺ケ沢町	赤石町	世永	274番	ほか1筆
株式会社ストウアグリライツ	西津軽郡鰺ケ沢町	西津軽郡鰺ケ沢町	南金沢町	上唐松	28番2	ほか8筆

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、平川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年九月三十日

青森県中南農林水産事務所長 佐藤新吾

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理 事	岩渕 琢緒	平川市原田村元一二七	令和八・八・三就任
〃	葛西 隆文	〃 苗生松元東田一一の一	〃
〃	對馬 明宏	〃 松館井ノ上三一	〃
〃	對馬 政勝	〃 館山上扇田二九の二	〃
〃	齋藤 秋美	〃 館田中前田七九	〃
〃	福井 志津子	〃 館田前田二一二	〃
〃	須藤 光悦	〃 柏木町東田二一七	〃
〃	須々田 勝入	〃 本町北柳田七六の一	〃

青森県上北県土整備事務所告示第二号

り、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六

[illegible]

年二月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、青森県上北県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月三十日

青森県上北県土整備事務所長 澤里秀典

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市東十四番町二四の七	六六・七九メートル	六・〇〇メートル	令和 八・八二〇

公
營
企
業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年九月三十日

青森県病院事業管理者 大山力

青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表診療科の項中「救急科」の下に「救急集中治療科」を加える。

附
則

この規程は、令和八年十月一日から施行する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令

第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年九月三十日

青森県病院事業管理者 大 山 力

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 九万六千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局管理室施設管理課
- 三 青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和八年八月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本エネルギー株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 百十四円九十五銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和八年二月十三日